

## 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算についての取組

### 1. 介護職員処遇改善加算についての取組

当法人は、介護職員処遇改善加算に関して以下の取組を実施し、全事業所において介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得しています。

（ア）所轄庁へ、介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を提出し、また、その実施報告書も提出しています。

（イ）上記の計画書について全ての雇用する職員に周知しています。

（ウ）以下のキャリアパス要件Ⅰを充たしています。

「イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ 上記イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ 上記イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。」

（エ）以下のキャリアパス要件Ⅱを充たしています。

「イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び資格取得のための支援の実施に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。その資格取得のための支援の実施として、（介護福祉士資格試験を受験するために必要な）実務者研修の受講や社会福祉主事任用資格の修了に必要な期間について、就業規則に規定されている給料が減額しない就業義務の免除を活用して支援する。

ロ 上記イについて、全ての介護職員に周知している。」

（オ）以下のキャリアパス要件Ⅲを充たしています。

「イ 介護職員について、経験に応じて昇給する仕組みを設けている。

ロ 上記イについて、全ての介護職員に周知している。」

（カ）以下の職場環境等要件を充たしています。

① 「入職促進に向けた取組」として「他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築」。

② 「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」として「働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等」。

③ 「両立支援・多様な働き方の推進」としての「職員の事情等の状況に応じた勤務シフ

トや短時間勤務正職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度の整備」。

- ④ 「腰痛を含む心身の健康管理」として「雇用管理改善のための管理者に対する研修の実施」。
- ⑤ 「生産性向上のための業務改善の取組」として「5 S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備」。
- ⑥ 「やりがい・働きがいの醸成」として「ケアの好事例や、利用者や家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供」

(キ) 労働基準法その他の労働に関する法令に違反しておらず、また、労働保険料を適正に納付しています。

## 2. 介護職員等特定処遇改善加算についての取組

当法人は、介護職員等特定処遇改善加算に関して以下の取組を実施し、7事業所（サービス）において同加算（Ⅰ）を、2事業所（サービス）において同加算（Ⅱ）を取得しています。

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算の前提である介護職員処遇改善加算を取得しており、その要件である、1の（ア）から（キ）を充たしています。

(イ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を取得するための介護福祉士の配置等要件を以下のとおり充たしています。

- ① 日常生活継続支援加算（Ⅰ）を（小規模を含む）特別養護老人ホーム2事業所で算定しています。
- ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）を短期入所生活介護事業所1事業所及び特定施設入居者生活介護1事業所で算定しています。
- ③ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）を認知症対応型通所介護事業所1事業所で算定しています。

(ウ) 以下の見える化要件を充たしています。

「介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービス情報公表制度を活用し、同加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。」